

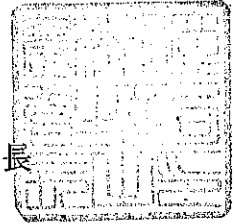


26生産第555号

平成26年5月16日

協同組合日本飼料工業会会長 殿

農林水産省生産局長



輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領等の一部改正について

このことについて、別紙新旧対照表のとおり、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知）及び食糧用輸入小麦の買入代金に係る延納措置実施要領（平成22年8月20日付け22総食第464号総合食料局長通知）の一部を改正したので通知します。

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領及び輸入麦買入委託契約書
等の改正について

1 改正の背景

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「基本要領」という。）及び輸入麦買入委託契約書（以下「契約書」という。）において、商社又は商社の代理人は「荷役期間中、荷捌きに立ち会う」こととなっているが、その定義が明確でないため、現品を本船からサイロ等の保管場所へ搬入する場合及び本船からはしけ等に積み替える場合には立会いを行うが、はしけ等による回送先で荷役を行う場合に立会いを省略している商社が複数存在することが判明した。

また、基本要領では、商社は荷役期間中、「迅速かつ確実に連絡が取れるように、あらかじめ連絡責任者を指定する。」こととなっているが、契約書にはそのことが明記されておらず、商社が連絡責任者を指定しなかったことにより、荷役期間中に発生した事故等の第一報の連絡が遅延することとなった。

そのほか、米穀の輸入に係る資格の要件の改正に伴い、整合性を図るため麦の輸入に係る資格の要件についても所要の改正を行う必要がある。

については、下記のとおり、基本要領及び契約書において、「荷役期間」及び「荷捌き」の定義を明確にし、また、契約書において、商社が連絡責任者を指定する旨明記する等の改正を行うこととした。

2 改正のポイント

(1) 荷役期間及び荷捌きの定義

- ① 荷役期間とは、本船又ははしけ等の荷役作業開始前から、サイロ等への搬入作業が終了し搬入数量が確定するまでの間をいう。
- ② 荷捌きとは、現品を、本船から取り卸すこと又は本船からはしけ等へ積み替えてそのはしけ等から取り卸すこと、検査機関の指示により仕分けること、検数し、及び検量すること並びにサイロ等に搬入することをいう。

(2) 立会いの実施

商社又は商社の代理人は、本船又ははしけ等の荷役作業開始前から、サイロ等へ搬入の作業が終了し数量が確定するまでの間、現品の

- ① 本船又は本船からはしけ等へ積み替えてそのはしけ等からの取卸し
- ② 検査機関の指示による仕分け
- ③ 検数及び検量
- ④ サイロ等への搬入

に必ず立ち会うものとする。

(3) 連絡責任者の指定

商社は、迅速かつ確実に連絡が取れるよう、あらかじめ連絡責任者を指定する。当該連絡責任者は、荷役期間中、現品に異常が発見されたとき、又は荷役機械等の故障等不測の事態が発生したときは、局長及び当該現品に係る買受人窓口等に対して報告するものとする。

(4) 輸入麦の買入資格要件の改正

商社の資格の要件に、麦の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること、予決令第70条及び第71条に該当する者でないこと、及び局長から資格の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から2年を経過していることを追加。

(5) その他

- ・到着期限契約において、悪天候により控除される日数を整理する。
- ・参考として通知本文に記載している引用法令について、通知から削除する（引用法令は別途参考資料として配布する。）。
- ・その他、所要の語句の修正を行う。

3 適用期日

平成26年5月16日施行

ただし、契約に係る規定は平成26年6月1日以降に実施される入札又は見積合せに係る契約から適用

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 7 月 1 日付け 21 総食第 102 号総合食料局長通知）一部改正新旧対照表
 （第 4 章 特別売買麦の買入れ・販売 II 飼料用特別売買麦（食糧法第 43 条及び飼安法第 4 条）部分）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 4 章 特別売買麦の買入れ・販売 II 飼料用特別売買麦（食糧法第 43 条及び飼安法第 4 条） 第 1・第 2 （略） 第 3 売買契約締結の方法 1 （略）</p> <p><u>（削る。）</u></p> <p>2 見積合せに参加する者の要件及び基準 (1) <u>輸入資格の要件</u> <u>特別売買契約の見積合せに輸入を目的として参加する者に必要な資格（以下本章の II において「特別売買契約に係る輸入資格」という。）の要件は、第 1 章第 4 の 2 の要件並びに同 7 のうち(1)、(3)、(4) 及び(5)とする。</u></p> <p>(2) <u>買受資格者の要件</u> <u>政府から飼料用特別売買麦を買い受ける者（以下 II において「買受資格者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者であって、3 の(2) のアの審査により局長が飼料用特別売買麦の買受資格を有すると認めた者とする。</u></p>	<p>第 4 章 特別売買麦の買入れ・販売 II 飼料用特別売買麦（食糧法第 43 条及び飼安法第 4 条） 第 1・第 2 （略） 第 3 売買契約締結の方法 1 （略）</p> <p><u>【参考】引用法令 （略）</u></p> <p>2 見積合せに参加する者の要件及び基準 (1) <u>輸入に係る有資格者の要件</u> <u>局長は、特別売買契約に係る見積合せに参加する輸入業者（以下本章の II において「有資格者」という。）は、第 1 章第 4 の 2 の要件及び同 7 の基準のうち(2)の基準を除くすべてを満たしている者とする。</u></p> <p>(2) <u>買受資格者の要件</u> <u>政府から飼料用特別売買麦を買い受ける者（以下この章において「買受資格者」という。）は、以下の要件すべてを満たしている飼料（飼料原料を含む。以下同じ。）の需要者（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 13 条第 1 項に規定する税関長の承認を受けた製造工場（以下「承認工場」という。）を所有する者に限る。）又は飼料の需要者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条に基づく中小企業団体（以下「中小企業団体」という。）若しくは一般社団法人とする。</u></p>

ア 飼料（飼料原料を含む。以下同じ。）の需要者（関税定率法（明治43年法律第54号）第13条第1項に規定する税関長の承認を受けた製造工場（以下「承認工場」という。）を所有する者に限る。）又は飼料の需要者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条の中小企業団体（以下「中小企業団体」という。）若しくは一般社団法人であること。

イ （略）

ウ （略）

エ 申請者（法人の場合にあっては、役員等を含む。）が麦の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。

オ （略）

（削る）

3 資格申請手続（食料安定供給特別会計事務取扱細則第52条及び第53条）

(1) 輸入資格

ア 定期審査

ア （略）

イ （略）

ウ 麦の流通に関する法令²の規定により罰金以上の刑に処せられた者（役員が当該法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者を含む。）にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。

エ （略）

*1 第3の2の(2)のウの麦の流通に関する法令とは、食糧法、飼安法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明示40年法律第45号）をいう。

3 資格申請手続（食料安定供給特別会計事務取扱細則第52条及び第53条）

(1) 輸入業者

ア 定期審査

局長は、毎年度、特別売買契約の見積合せに輸入を目的として参加する者の審査（定期審査）を行う。

イ（略）

ウ 申請方法

局長は、申請者から「飼料用麦の特別売買契約申込資格審査申請書（輸入業者用）」（様式 4-II-1（その 1～5））及び次に掲げる添付書類を提出させる。

(7) 第 1 章第 4 の 3 の (3) に定める添付書類のうちアからオまで及びキ

(1) 「名称等の公表に関する同意書」（様式 4-II-1（その 6））

エ～カ（略）

(2) 買受資格

ア 審査

局長は、買受資格審査の申請受付及び買受資格審査を行う。

イ 申請方法

局長は、飼料用特別売買麦の買受けを希望する者に対し、「飼料用特別売買麦買受資格審査申請書」（様式 4-II-2）及び次に掲げる添付書類を提出させる。

(7)・(イ)（略）

(ウ) 申請者自ら又はその構成員（買受けを希望する者が飼料の需要者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業団体又は一般社団法人である場合に限る。）の直近 1 か年における飼料の取扱数量

(エ)～(キ)（略）

(削る。)

4 有資格者名簿及び随意契約登録者名簿の作成並びに資格審査結果の通知（食料安定供給特別会計事務取扱細則第 54 条、第 55 条、第 56 条及び第 83 条）

局長は、毎年度、特別売買契約の見積合せに参加する輸入業者の審査（定期審査）を行う。

イ（略）

ウ 申請方法

局長は、申請者から「飼料用麦の特別売買契約申込資格審査申請書（輸入業者用）」（様式 4-II-1（その 1～5））及び第 1 章第 4 の 3 の (3) に定める添付書類を提出させる。

エ～カ（略）

(2) 買受者

ア 審査

局長は、買受者の資格の申請の受付及び審査を行う。

イ 申請方法

局長は、飼料用特別売買麦の買付けを希望する者に対し、「飼料用特別売買麦買受資格承認申請書」（様式 4-II-2。以下「承認申請書」という。）及び次に掲げる添付書類を提出させる。

(7)・(イ)（略）

(ウ) 買受者自ら又はその構成員（買受けを希望する者が飼料の需要者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業団体又は一般社団法人である場合に限る。）の直近 1 か年における飼料の取扱数量

(エ)～(キ)（略）

【参考】引用法令（略）

4 有資格者名簿及び随意契約登録者名簿の作成並びに資格審査結果の通知（食料安定供給特別会計事務取扱細則第 54 条、第 55 条、第 56 条及び第 83 条）

(1) 輸入資格

ア 委員会の承認（入札・契約手続審査委員会会則1）

局長は、委員会に、申請者が2の(1)の要件を満たしているかを諮る。

イ 有資格者の決定

局長は、アの委員会の結果、申請者が2の(1)の要件を満たしていると認めるときは、当該者について、特別売買契約に係る輸入資格を有する者（以下Ⅱにおいて「有資格者」という。）と認める。

ウ （略）

エ 有資格者名簿の作成及び通知（食料安定供給特別会計事務取扱細則第83条）

局長は、イにより有資格者と認めた場合は、有資格者の名簿（以下Ⅱにおいて「有資格者名簿」という。）を作成するとともに、申請者に審査結果を通知する。

なお、申請者への通知は、有資格者と認めた場合には、様式4-II-4（その1）の「資格確認通知書」により、有資格者と認めなかった場合は、様式4-II-5（その1）の「通知書」により行う。

また、局長は、有資格者に対して、あらかじめ別紙4-II-2の「飼料用輸入麦の特別売買契約における見積合せの手引」（以下Ⅱにおいて「手引」という。）を配布の上、見積合せに関する手順等を周知する。

オ （略）

(2) 買受資格

ア 買受資格者の決定

(ア) 局長は、申請者が2の(2)の要件を満たしていると認めるときは、当該者について、飼料用特別売買麦の買受資格を有すると認める。

(イ) 局長は、申請者に対し、買受資格者と認めた場合は、様式4-

(1) 輸入業者

ア 委員会の承認（入札・契約手続審査委員会会則1）

局長は、委員会に、申請を行った輸入業者が2の(1)の要件を満たしているかを諮る。

イ 有資格者の決定

局長は、アの委員会の結果、申請を行った輸入業者が2の(1)の要件を満たしていると認めるときは、当該者を有資格者として決定する。

ウ （略）

エ 有資格者名簿の作成及び通知（食料安定供給特別会計事務取扱細則第83条）

局長は、イにより有資格者を決定した場合は、見積合せに参加する資格を有する者の名簿（以下この章において「有資格者名簿」という。）を作成するとともに、申請者に審査結果を通知する。

なお、申請者への通知は、資格を有すると認められる場合には、様式4-II-4の「資格確認通知書」により、認められない場合は、様式4-II-5の「通知書」により行う。

また、局長は、有資格者に対して、あらかじめ別紙4-II-2の「飼料用輸入麦の特別売買契約における見積合せの手引」（以下この章において「手引」という。）を配布の上、見積合せに関する手順等を周知する。

オ （略）

(2) 買受者

ア 買受資格者の決定

(ア) 局長は、申請を行った買受者について、2の(2)の要件を満たす者であると認めた場合には、買受資格者として決定する。

(イ) 局長は、審査結果を申請を行った買受者に通知する。

II-4 (その2) の「資格確認通知書」により、買受資格者と認めなかった場合は、様式 4-II-5 (その2) の「通知書」により審査結果を通知する。

イ 随意契約登録者名簿の作成及び通知

局長は、細則第 83 条の規定に基づき、飼料用特別売買の買受資格者の名簿（以下 II において「随意契約登録者名簿」という。）を作成する。

ウ (略)

(削る。)

5 変更の届出（食料安定供給特別会計事務取扱細則第 57 条）

(1) 有資格者

ア 局長は、有資格者に次の各号に掲げる事項について変更があった場合には、当該有資格者から、速やかに「飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書変更届」（様式 4-II-6）により、その旨を届け出させる。

(ア)～(カ) (略)

イ・ウ (略)

(2) 買受資格者

ア 局長は、飼料用特別売買買受資格審査申請書に記載した内容に変更があったときは、当該買受資格者から、「飼料用特別売買買受資格変更届」（様式 4-II-7）により、その旨を届け出させる。

イ (略)

(削る。)

6 資格の停止又は取消し（食料安定供給特別会計事務取扱細則第 59

イ 随意契約登録者名簿の作成及び通知

局長は、アの(イ)の決定を行った場合は、細則第 83 条の規定に基づき、飼料用特別売買の買受資格を有する者の名簿（以下この章において「随意契約登録者名簿」という。）を作成する。

ウ (略)

【参考】引用法令 (略)

5 変更の届出（食料安定供給特別会計事務取扱細則第 57 条）

(1) 有資格者

ア 有資格者に次の各号に掲げる事項について変更があった場合には、当該有資格者は、速やかに細則第 57 条に定める「輸入米麦の特別売買契約申込資格審査申請書変更届」（様式 4-I-4）により、その旨を届け出る。

(ア)～(カ) (略)

イ・ウ (略)

(2) 買受資格者

ア 買受資格者は、買受資格者に係る承認申請書に記載した内容に変更があったときは、「飼料用特別売買買受資格変更届」（様式 4-II-7）を局長に提出する。

イ (略)

【参考】引用法令 (略)

6 資格の停止又は取消し（食料安定供給特別会計事務取扱細則第 59

条及び第 85 条並びに予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条)

(1) 輸入資格の場合

局長は、有資格者が米基本要領第 1 章 I 第 3 の 5 の (1) に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めるときは、当該有資格者の資格の停止又は取消しを行うことができる。

なお、米基本要領第 1 章 I 第 3 の 5 の (1) なお書、(2)、(3) 及び (4) の規定は、特別売買契約に係る輸入資格について準用する。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(2) 買受資格の場合

ア・イ (略)

(削る。)

7 (略)

8 見積合せに係る必要事項の通知

局長は、原則として、見積合せを実施する日の 7 日前までに有資格者等に以下の事項を通知する。(別紙 4-II-1)

(1) (略)

(2) その他の通知事項

局長は、(1) の通知に際して、次に掲げる事項を明らかにする。

ア 当該見積合せに参加する資格のない者の行った申込み又は見

条及び第 85 条並びに予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条)

(1) 有資格者

ア 局長は、有資格者が次のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに、細則第 59 条第 1 項に定める「資格取消事由調査書」(様式 4-II-8) を作成し、4 の (1) のアの委員会に諮る。

(ア) 有資格者が、「契約指名停止要領」第 1 条により指名停止を受けているとき。

(イ) 有資格者が、予算決算及び会計令第 70 条又は同令第 71 条に該当するとき。

イ 局長は、委員会で、有資格者の資格の停止又は取り消しの必要があると判断したときは、当該有資格者の資格を停止し、又は取り消す。

ウ 局長は、審査結果を細則第 59 条第 3 項に定める「資格取消通知書」(様式 4-II-9) により当該者に通知するとともに、地方農政局長等に通知する。

エ 資格の停止又は取消しの公表は、4 の (1) のオの規定を準用する。

(2) 買受資格者

ア・イ (略)

【参考】引用法令 (略)

7 (略)

8 見積合せに係る必要事項の通知

局長は、原則として、見積合せを実施する日の 7 日前までに有資格者等に以下の事項を通知する。(別紙 4-II-1)

(1) (略)

(2) その他の通知事項

局長は、(1) の通知に際して、次に掲げる事項を明らかにする。

ア 当該見積合せ申込資格のない者の行った申込み又は見積合せ

積合せの条件に違反した申込みは、無効とすること
イ～オ (略)

(削る。)

9・10 (略)

(削る。)

11～13 (略)

(削る。)

14～16 (略)

第4 飼料用特別売買の輸入港決定及び荷捌き

1・2 (略)

3 連絡体制の整備

- (1) 局長は、荷役期間中、数量、品質等の確認について正確を期すため、売渡人又はその代理人及び買受人を、荷捌きに立ち会わせる。ただし、買受人は、売渡人又はその代理人に立会いを委託することができるものとする。
- (2) 局長は、売渡人に対し、荷役期間中、迅速かつ確実に連絡が取れるよう、あらかじめ連絡責任者を指定させる。
- (3) 局長は、(2)で指定された連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）に対し、飼料用特別売買に異常が発見されたとき又は荷役機械等の故障等若しくは不測の事態が発生したときは、速やかに局長及び買受人に対して報告させる。
- (4) (略)

の条件に違反した申込みは、無効とすること
イ～オ (略)

【参考】引用法令 (略)

9・10 (略)

【参考】引用法令 (略)

11～13 (略)

【参考】引用法令 (略)

14～16 (略)

第4 飼料用特別売買の輸入港決定及び荷捌き

1・2 (略)

3 連絡体制の整備

- (1) 売渡人及び買受人は、荷役期間中、数量及び品質などの確認について正確を期すため、荷役現場に立ち会う。ただし、買受人は、売渡人等に立会いを委託することができる。
- (2) 売渡人は、荷役期間中、迅速かつ確実に連絡が取れるよう、あらかじめ連絡責任者を指定する。
- (3) (2)で指定された連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）は、荷役期間中の飼料用特別売買に異常が発見されたとき又は荷役機械等の故障等若しくは不測の事態が発生したときは、速やかに局長及び買受人に対して報告する。
- (4) (略)

<p>第5 検収等 1 (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>2～7 (略) 第6～第21 (略) 附則 (略)</p>	<p>第5 検収等 1 (略)</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">【参考】引用法令 (略)</p> <p>2～7 (略) 第6～第21 (略) 附則 (略)</p>
<p>別紙4-II-1 (略)</p>	<p>別紙4-II-1 (略)</p>
<p>様式4-II-1 (その1) <u>飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書</u></p> <p>平成 年度において、貴省で行われる飼料用麦の特別売買契約の見積合せに輸入を目的として参加する者に必要な資格の審査を申請します。</p> <p>なお、申請に当たり下記事項を誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。</u></p> <p>2 <u>申請者(役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。)が、輸出入関係諸法令^{*1}又は麦の流通に関する法令^{*2}の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。</u></p> <p>3 <u>予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条各号のいずれか及び同令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。</u></p> <p>4 <u>輸出入関係諸法令、麦の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省生産局長から輸入資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。</u></p>	<p>様式4-II-1 (その1) <u>飼料用麦の特別売買契約資格審査申請書(輸入業者用)</u></p> <p>平成 年度において、貴省で行われる飼料用麦の特別売買契約に係る輸入業者として参加する資格の審査を申請します。</p> <p>なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないこと、並びに申請者(その役員を含む。)が、輸出入関係諸法令の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないことを誓約します。</p>

平成 年 月 日
農林水産省生産局長 殿

郵便番号
住所
商号又は名称
代表者氏名 印
電話番号
FAX 番号

輸出入実績等に関する事項 (略)

*1 輸出入関係諸法令とは、関税法 (昭和 29 年法律第 61 号)、関税暫定措置法 (昭和 35 年法律第 36 号)、食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号)、植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号) 及び外国為替及び外国貿易法 (昭和 24 年法律第 228 号) 並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

*2 表の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (平成 6 年法律第 113 号)、飼料需給安定法 (昭和 27 年法律第 356 号)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (昭和 25 年法律第 175 号)、不当景品類及び不当表示防止法 (昭和 37 年法律第 134 号)、不正競争防止法 (平成 5 年法律第 4 7 号)、農産物検査法 (昭和 26 年法律第 144 号)、食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号)、刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和 28 年法律第 35 号) 並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

様式 4-II-1 (その 2) ~ 様式 4-II-1 (その 5) (略)

様式 4-II-1 (その 6)

名称等の公表に関する同意書

平成 年 月 日
農林水産省生産局長 殿

郵便番号
住所
商号又は名称
代表者名 印
電話番号
FAX 番号

輸出入実績等に関する事項 (略)

様式 4-II-1 (その 2) ~ 様式 4-II-1 (その 5) (略)

飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格者（有資格者）となった場合、商号又は名称、代表者氏名及び住所・電話番号が公表されることに同意します。

また、飼料用麦の特別売買契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

さらに、輸入資格の停止又は取消しを受けた場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

年 月 日

農林水産省生産局長 殿

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

印

電話番号：

※ 代表者氏名を自署する場合は押印を省略できる。

様式4-II-2

飼料用特別売買麦買受資格審査申請書

平成 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

郵便番号

住所

申請者名

代表者氏名

印

電話番号

FAX 番号

様式4-II-2

飼料用特別売買麦買受資格承認申請書

平成 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

郵便番号

住所

申請者名

代表者氏名

印

電話番号

FAX 番号

飼料用特別売買麦の買受資格の審査を申請します。
 また、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

貴省で行われる飼料用麦の特別売買契約に係る買受資格者として参加する資格を申請します。
 なお、添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

様式 4 - II - 3

平成 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

郵便番号
 住所
 申請者名
 代表者氏名 印

誓約書

飼料用特別売買麦の買受資格の申請に当たって、下記誓約事項について誓約します。

記

〈誓約事項〉

- 1 申請者（法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が、麦の流通に関する法令^{*1}の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- 2 麦の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省生産局長から買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。
- 3 飼料需給安定法第6条により付された条件を厳守すること。

*1 麦の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

様式 4 - II - 3

平成 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

郵便番号
 住所
 申請者名
 代表者氏名 印

誓約書

飼料用麦の特別売買契約に係る買受資格者の申請に当たって、下記誓約事項について誓約します。

記

〈誓約事項〉

- 1 申請者（役員を含む。）が麦の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者にあっては、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過していることを誓約します。
- 2 飼料需給安定法第6条により付された条件を厳守することを誓約します。

(平成6年法律第113号)、飼料需給安定法(昭和27年法律第356号)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、不正競争防止法(平成5年法律第47号)、農産物検査法(昭和26年法律第144号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

様式4-II-4(その1)

番 号
年 月 日

資 格 確 認 通 知 書

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

農林水産省生産局長 印

あなたが申請された飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格の審査について、審査の結果、飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格を有すると認めましたので通知します。

なお、住所、商号若しくは名称、代表者氏名、電話番号等連絡先若しくは資本金に変更があった場合又は経営の状態が飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書類の内容と著しく相違するに至った場合は、直ちにその旨を届け出てください。

様式4-II-4

番 号
年 月 日

資 格 確 認 通 知 書

郵便番号
住 所
商号又は名称

殿

農林水産省生産局長 印

あなたは、平成 年度から平成 年度までに係る の特別売買契約申込資格審査申請書を提出されましたが、資格審査の結果、 の特別売買契約について契約の申込みを行う資格があると認めましたので通知します。

なお、住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号等連絡先及び資本金に変更があった場合、並びに経営の状態が の特別売買契約申込資格審査申請書類の内容と著しく相違するに至った場合は、直ちにその旨届け出てください。

有効期限 平成 年 月 日

有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

様式4-II-4 (その2)

番 号
年 月 日

資 格 確 認 通 知 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

農林水産省生産局長 印

あなたが申請された飼料用特別売買受資格の審査について、審査の結果、飼料用特別売買受資格を有すると認めましたので通知します。

なお、住所、商号若しくは名称、代表者氏名、電話番号等連絡先若しくは資本金に変更があった場合又は経営の状態が飼料用特別売買受資格審査申請書類の内容と著しく相違するに至った場合は、直ちにその旨を届け出てください。

様式4-II-5 (その1)

番 号
年 月 日

通 知 書

住 所

商号又は名称

様式4-II-5

番 号
年 月 日

通 知 書

郵便番号

住 所

商号又は名称

<p>代表者氏名 殿</p> <p style="text-align: center;">農林水産省生産局長 印</p> <p>あなたが申請された飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格の審査について、審査の結果、飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格を有すると認められませんでしたので、通知します。</p> <p>理由：</p>	<p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">農林水産省生産局長 印</p> <p>あなたは、平成 年 月 日付けで の特別売買契約申込資格審査申請書を提出されましたが、資格審査の結果、資格がありませんので通知します。</p> <p>理由：</p>
<p>様式 4 - II - 5 (その 2)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">通 知 書</p> <p>住 所 商号又は名称 代表者氏名 殿</p> <p style="text-align: center;">農林水産省生産局長 印</p> <p>あなたが申請された飼料用特別売買麦買受資格の審査について、審査の結果、飼料用特別売買麦買受資格を有すると認められませんでしたので、通知します。</p> <p>理由：</p>	
<p>様式 4 - II - 6</p> <p style="text-align: center;">飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書変更届</p>	<p>様式 4 - II - 6</p> <p style="text-align: center;">輸入米麦の特別売買契約申込資格審査申請書変更届</p>

平成 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

資格確認通知書の 平成 年 月 日
交付年月日・番号 生産第 号
住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

このことについて、下記の通り変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

3 契約の種類

飼料用麦

(注)

1 本様式に収まらない場合は、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に記載すること。

(削る。)

平成 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

資格決定通知書の 平成 年 月 日
交付年月日・番号 第 号
住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の通り変更があったので届出をします。

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

3 契約の種類

1 米穀	2 麦 船舶にばら積みする方法に より輸入しようとする場合	3 麦 国際海上コンテナに積 載する方法により輸入 しようとする場合

(注)

1 本様式に収まらない場合は、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に記載すること。

2 希望する契約の種類については、該当する契約の番号を○で囲むこ

	と。
<p>様式 4 - II - 7 飼料用特別売買買受資格変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>農林水産省生産局長 殿</p> <p>資格確認通知書の 平成 年 月 日 交付年月日・番号 生産第 号 郵便番号 住所 買受資格者名 印 代表者氏名 印</p> <p>輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 7 月 1 日付け 21 総食第 102 号総合食料局長通知）第 4 章の II 第 3 の 5 の（2）のアの規定に基づき、下記のとおり変更があったので届け出ます。</p> <p>なお、申請者（<u>法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。</u>）が麦の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者にあつては、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していることを誓約します。</p> <p>（略）</p>	<p>様式 4 - II - 7 飼料用特別売買買受資格変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>農林水産省生産局長 殿</p> <p>買受資格承認書の 平成 年 月 日 交付年月日・番号 第 号 郵便番号 住所 買受資格者名 印 代表者氏名 印</p> <p>輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 7 月 1 日付け 21 総食第 102 号総合食料局長通知）第 4 章の II 第 3 の 5 の（2）のアの規定に基づき、下記のとおり変更があったので届け出ます。</p> <p>なお、申請者（<u>役員を含む。</u>）が麦の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者にあつては、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していることを誓約します。</p> <p>（略）</p>
<p>様式 4 - II - 8</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省生産局長 殿</p>	<p>様式 4 - II - 8</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>

資格取消等事由報告書

地方農政局長
北海道農政事務所
沖縄総合事務局長 印

このことについて、下記のとおり資格取消(停止)事由が発生しましたので、報告します。

記

- 1 発生年月日 平成 年 月 日
- 2 発 生 者 住所並びに商号又は名称及び代表者氏名
- 3 契約の種類
- 4 取消(停止)事由発生時の経営規模及び経営状態
- 5 当該年度における契約の実績 件 万円
- 6 該当条項及びその事実の詳細(別紙)
- 7 報告に係る事項についての発生者の説明(別紙)

様式4-II-9(その1)

番 号
年 月 日

資格停止通知書

資格取消事由調査書

農林水産省生産局長 印

- 1 発生年月日 平成 年 月 日
- 2 発 生 者 住所並びに商号又は名称及び代表者氏名
- 3 取消事由発生時の経営規模及び経営状態
- 4 当該年度における契約の実績 件 万円
- 5 該当条項及びその事実の詳細(別紙)
- 6 報告に係る事項についての発生者の説明(別紙)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

殿

農林水産省生産局長 印

あなたは、平成 年 月 日付け 第 号の資格確認通知書により有資格者として登録されましたが、下記のとおり資格停止を行うこととしたので通知します。

記

- 1 停止対象となる資格
- 2 資格停止の期間
- 3 資格停止の理由

様式4-Ⅱ-9 (その2)

番 号
年 月 日

資 格 取 消 通 知 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

殿

農林水産省生産局長 印

様式4-Ⅱ-9

番 号
年 月 日

資 格 取 消 通 知 書

郵便番号

住 所

商号又は名称

殿

農林水産省生産局長 印

あなたは、平成 年 月 日付け 第 号の資格確認通知書により有資格者として登録されましたが、今回の理由により、飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格を取り消します。

あなたは、平成 年 月 日付け 第 号の資格確認通知書により契約申込資格者として登録されましたが、今回の理由により、資格を取り消します。

様式4-II-10～様式4-II-17 (略)

様式4-II-10～様式4-II-17 (略)

様式4-II-18

飼料用輸入麦引渡書

平成 年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省生産局農産部長 殿

契約者名
所在地
代表者氏名 印

下記の輸入麦を引き渡します。

契約年月日	平成 年 月 日
契約番号	売契麦 () 第 号
積来船名	
輸入港等	
入港年月日	平成 年 月 日
品目	
産地	
銘柄	

引渡場所	品位等		数量 kg	単価 円/ト	金額 円	備考
	等級	判定				
	/	/				

様式4-II-18

飼料用輸入麦引渡書

平成 年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省生産局農産部長 殿

契約者名
所在地
代表者氏名 印

下記の輸入麦を引き渡します。

契約年月日	平成 年 月 日
契約番号	売契麦 () 第 号
積来船名	
輸入港等	
入港年月日	平成 年 月 日
品目	
産地	
銘柄	

引渡場所	品位等		数量 kg	単価 円/ト	金額 円	備考
	等級	判定				
	/	/				

合計	/	/					
----	---	---	--	--	--	--	--

本契約に基づき輸入港に到着した現品について、買入対象外表が（あった、なかった）ことをお知らせします。

現品領収証

No. _____

検収年月日	平成	年	月	日
-------	----	---	---	---

上記物品を受領しました。

平成 年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省生産局農産部長
農林水産〇〇官 印

合計	/	/					
----	---	---	--	--	--	--	--

現品領収証

No. _____

検収年月日	平成	年	月	日
-------	----	---	---	---

上記物品を受領しました。

平成 年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省生産局農産部長
農林水産〇〇官 印

別添

飼料用輸入表引渡書及び現品領収証（様式4-II-18）の記入方法

- 1 (略)
- 2 作成方法

	記載項目	作成要領
ア～カ (略)	(略)	(略)
キ	その他	(ア) 飼料用輸入表引渡書に余白を生じたときは、右上より斜線で抹消し、最末尾欄に合計を記入すること。 (イ) 飼料用輸入表引渡書の欄外に買入対象外表の有無を記入すること。
ク	(略)	(略)

別添

飼料用輸入表引渡書及び現品領収証（様式4-II-18）の記入方法

- 1 (略)
- 2 作成方法

	記載項目	作成要領
ア～カ (略)	(略)	(略)
キ	その他	飼料用輸入表引渡書に余白を生じたときは、右上より斜線で抹消し、最末尾欄に合計を記入すること。
ク	(略)	(略)

様式4-Ⅱ-19～様式4-Ⅱ-29 (略)

様式4-Ⅱ-19～様式4-Ⅱ-29 (略)

別紙4-Ⅱ-2

別紙4-Ⅱ-2

飼料用輸入麦の特別売買契約における見積合せの手引
— 商社・飼料団体配布用 —

飼料用輸入麦の特別売買契約における見積合せの手引
— 商社・飼料団体配布用 —

生産局農産部貿易業務課

生産局農産部貿易業務課

目次

目次

第1 資格の停止又は取消し ○
第2～第11 (略)

第1 特別売買契約の契約の相手方としない場合 67
第2～第11 (略)

飼料用輸入麦の特別売買契約における見積合せの手引

飼料用輸入麦の特別売買契約における見積合せの手引

飼料用輸入麦の特別売買契約の見積合せは、次により実施するものとする。

飼料用輸入麦の特別売買契約の見積合せは、次により実施するものとする。

第1 資格の停止又は取消し

第1 特別売買契約の契約の相手方としない場合

1 農林水産省生産局長（以下「局長」という。）は、有資格者が輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知）第4章Ⅱ第3の6(1)に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めるときは、資格の停止又は取消しを行うことができる。

1 有資格者のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められるものは、その事実があった後2年間、特別売買契約の相手方としない。

(1) 特別売買契約の履行に当たり、生産局長の指導監督に従わない者

(2) 特別売買契約の履行に当たり、故意に物件の品質、数量等に関して不正の行為をした者

(3) 特別売買契約の履行に当たり、必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告・記載をし、又は必要な検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(4) 公正な見積合せの執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しく

2 有資格者の資格の停止又は取消しを行ったときは、当該有資格者及び地方農政局長等に通知するとともに、その事実、理由及び停止又は取消しとなった者の商号又は名称を農林水産省ホームページにおいて公表する。

(削る。)

第2 見積合せの実施に係る通知

は不正の利益を得るために連合した者

- (5) 特別売買契約の相手方として決定した者が契約を結ぶこと又は契約者が特別売買契約を履行することを妨げた者
- (6) 正当な理由なくして特別売買契約を履行しなかった者

2 有資格者が、生産局における食料安定供給特別会計事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4314号生産局長通知。以下「契約指名等停止要領」という。）別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者を特別売買契約の相手方としない。

この場合において、同要領別表第1の措置要件欄中「一般競争及び指名競争」とあるのは「輸入麦等の特別売買契約」と、「競争参加資格審査申請書、競争参加資格審査申請」とあるのは「飼料用輸入麦の特別売買契約申込資格審査申請書、飼料用輸入麦の特別売買契約申込資格申請」と、「入札前の調査資料」とあるのは「売買申込予定書」と読み替える。

- 3 有資格者を1又は2の規定により特別売買契約の相手方としないこととした場合、当該措置に関する情報を公表する場合がある。なお、公表については、1の規定による場合は以下に定めるとおりとし、2の規定による場合は、指名停止要領により行うものとする。
 - (1) 公表の方法は、生産局の担当窓口における閲覧に供する方法及びインターネットを利用して閲覧に供する方法による。
 - (2) 公表の対象は、特別売買契約の相手方としないこととなった者の氏名又は名称、住所、相手方としないことに至った理由とする。
 - (3) 公表の期間は、その事実があった後2年間とする。

第2 見積合せの実施に係る通知

局長は、原則として、見積合せを実施する日の7日前までに以下の事項を通知する。

1・2 (略)

(削る。)

第3・第4 (略)

(削る。)

第5 見積合せの実施

見積合せは、有資格者及び買受資格者からの連名による「飼料用輸入麦の特別売買申込書」(様式2)の提出により、契約の申込みをすることにより行う。

1 (略)

2 申込書の無効

次のいずれかに該当した場合は、申込書を無効とする。

(1) 見積合せに参加する資格を有しない者のした申込書

(2)～(15)

3 公正な契約申込みの確保

(1)・(2) (略)

(3) 公正な見積合せを確保するため、契約申込者等は、贈賄、独占禁止法違反及び談合等の不正な行為を行ったことを理由に、司法当局及び公正取引委員会等の関係行政機関から何らかの措置を受けたときは、速やかに局長(農林水産省生産局農産部貿易業務課)に報告する。

4 (略)

第6 (略)

(削る。)

生産局長は、原則として、見積合せを実施する日の7日前までに以下の事項を通知する。

1・2 (略)

【参考】引用法令 (略)

第3・第4 (略)

【参考】引用法令 (略)

第5 見積合せの実施

見積合せは、有資格者及び買受資格者からの連名による「飼料用輸入麦の特別売買申込書」(様式2)の提出により、契約の申込みをすることにより行う。

1 (略)

2 申込書の無効

次のいずれかに該当した場合は、申込書を無効とする。

(1) 申込みに参加する資格を有しない者のした申込書

(2)～(15)

3 公正な契約申込みの確保

(1)・(2) (略)

(3) 公正な見積合せを確保するため、契約申込者等は、贈賄、独占禁止法違反及び談合等の不正な行為を行ったことを理由に、司法当局及び公正取引委員会等の関係行政機関から何らかの措置を受けたときは、速やかに農林水産省生産局長(貿易業務課)に報告する。

4 (略)

第6 (略)

【参考】引用法令 (略)

第7 (略)

(削る。)

第8～第11 (略)

別紙様式1～別紙様式3 (略)

別紙様式4 (略)

第7 (略)

【参考】引用法令 (略)

第8～第11 (略)

様式1～様式3 (略)

別紙様式4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成26年5月16日から施行する。ただし、契約に係る規定は、平成26年6月1日以降に実施される入札又は見積合せに係る契約から適用する。

(経過措置)

- 2 この通知による改正前の輸入表の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「旧要領」という。）第1章第4の4(2)、第4章I第3の4(1)のイ及び同章II第3の4(1)のイの規定により有資格者となった者は、それぞれ旧要領の規定による資格の有効期間内において、この通知による改正後の輸入表の買入れ・販売等に関する基本要領第1章第4の4(2)、第4章I第3の4(1)のイ及び同章II第3の4(1)のイの規定により有資格者となった者とみなす。
- 3 この通知の施行前にした行為等に対する資格の停止又は取消しについては、なお従前の例による。